

宮崎県介護ロボット導入補助金Q&A

Q1 介護ロボットにはどのような種類がありますか？

分類ごとに以下のようなものがあります。

種類	概要
移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器
	ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器
移動支援	高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器
排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ
	ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器
見守り・コミュニケーション	介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
	高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器
入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

Q2 導入しようとする機器が補助対象となる介護ロボットか確認する方法がありますか？

経済産業省が実施している「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されているものは補助対象となります。経済産業省のホームページにある一覧表等でご確認ください。

経済産業省のホームページに掲載のないもので、対象になるかどうかについては県長寿介護課にお問い合わせください。(その場合は介護ロボットのパンフレット等の写しを提出してください。)

Q3 補助対象となる介護ロボットの数に制限はありますか？

今年度については、制限はありません。ただし、同一機器を導入する場合は定員数までとします。
※全てのサービスで同様

Q4 補助金の交付決定前に購入したものは対象となりますか？

補助金の交付決定前に購入したものは補助対象となりません。県から交付決定通知を受けた後に購入したものが補助対象となります。

Q5 レンタル又はリース契約したものは補助対象となりますか？

レンタル又はリース契約は、補助対象となりません。

Q6 事業所として、過去に介護ロボット導入に係る補助金を受けている場合は、今回申請できますか？

申請できます。

Q7 今年度限りの特例措置はありますか？

介護ロボット導入については、「制限台数なし(通常は定員の2割まで)」、「移乗介護・入浴支援に限り、補助上限額 100 万円まで(通常は全て 30 万円まで)」が今年度限りの措置となります。

また、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、「補助上限額 750 万円まで(通常は 150 万円まで)」が今年度限りの措置となります。

Q8 受信・制御機器として使用するパソコン・タブレット等は対象機器に含まれますか？

パソコン・タブレット・スマートフォン等などの汎用性のあるものは他に転用可能なため、補助対象となりませんので、ご注意ください。

その他、消費税、機器のメンテナンス費用やインターネット回線使用料なども補助対象になりません。 ※インカムを導入する場合も同様

Q9 コミュニケーションロボット等の初期導入費用(導入時に機器セットアップをメーカーに依頼した際にかかるセットアップ費用)及びアップグレード費用は対象となりますか？

初期導入費用は補助対象となりますが、アップグレード費用については対象となりません。

Q10 インカムの導入の補助限度台数はありますか？

補助上限台数はありません。補助上限額(Wi-Fi 工事と合わせて 750 万円)の枠内であれば何台でも可です。

Q11 Wi-Fi 工事が既に済んでいる場合、インカムの導入だけでも補助対象となりますか？また、Wi-Fi 工事の増設工事も対象になりますか。

いずれも対象となります。ただし、事務室だけの増設工事の場合は補助の対象となりません。

Q12 同一法人で複数の事業所を運営している場合、その事業所ごとに応募することは可能ですか？また、Wi-Fi 工事の補助上限額の考え方はどうなりますか。

それぞれの事業所ごとに応募することは可能ですが、応募状況によっては台数を制限させていただくことがあります。

Wi-Fi 工事については、事業所ごとに補助上限額を設定することになりますので、それぞれ 1 事業所につき、750 万円が補助上限額となります。

Q13 Wi-Fi 工事と介護ロボットの導入を別年度に実施した際は対象になりますか。

既に見守り機器を導入している場合は Wi-Fi 工事の費用が補助対象となりますが、Wi-Fi 工事を先行して行い、次年度以降に見守り機器の導入を行う場合は Wi-Fi 工事の費用は補助対象となりません。

(例1) R1 以前: 見守り機器の導入 → R2: Wi-Fi 工事 … ○

(例2) R2: Wi-Fi 工事 → R3 以降: 見守り機器の導入 … Wi-Fi 工事分は ×

Q14 Wi-Fi 工事又はインカムの導入を2か年度に分けて行う場合は、補助対象となりますか。

通信環境整備(Wi-Fi 工事、インカム)については、1事業所につき、1回限りの補助となるため、2回目の分は補助対象となりません。

Q15 事業所のサービス区分で対象外となるサービスはありますか？

住宅型有料老人ホームは対象外です。(介護付き有料老人ホームは対象です。)
また、居宅系サービス事業のうち、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防サービスのうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売の事業所は対象外です。

Q16 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

事業完了後(購入・納品又は支払まで完了後)、30日以内に提出してください。ただし、事業完了が3月10日以後になった場合は、4月10日までに提出してください。

Q17 本事業を活用して導入した介護ロボットを1年間使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能ですか？

本事業は、3年以上導入した介護ロボットを使用することが条件になっており、導入後3年間は、毎年度の導入効果について「導入効果報告書」により報告していただきます。

Q18 介護ロボットを導入することで、取得できる加算がありますか？

特別養護老人ホームで以下に該当する場合は夜勤職員配置加算の対象となります。

- ①夜勤時間帯の夜勤職員数が夜勤職員の最低基準+0.9名分(従来の要件:+1名分)の人員を多く配置している。
- ②見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること
- ③施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること

Q19 介護ロボットを導入することで、介護職員にどのような効果がありますか？

介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化につながる効果があります。例えば、移乗介助機器を使うことで、これまで人の手でやっていた移乗業務(ベッドから車椅子への移乗など)の一部を介護ロボットが担うため、介護従事者の身体的負担の軽減につながります。

また、見守り支援機器を導入することで、特に夜勤帯における巡回での見守り（入所者の状況確認）を減らし、必要なときにのみ駆けつけることが可能となり、業務の効率化につながります。

Q20 1台の導入で効果はありますか？

特に、見守り支援の機器は、1台のみ導入するのではなく、例えばユニット単位でまとめて複数台を導入することで、より効果が発揮されるようです。